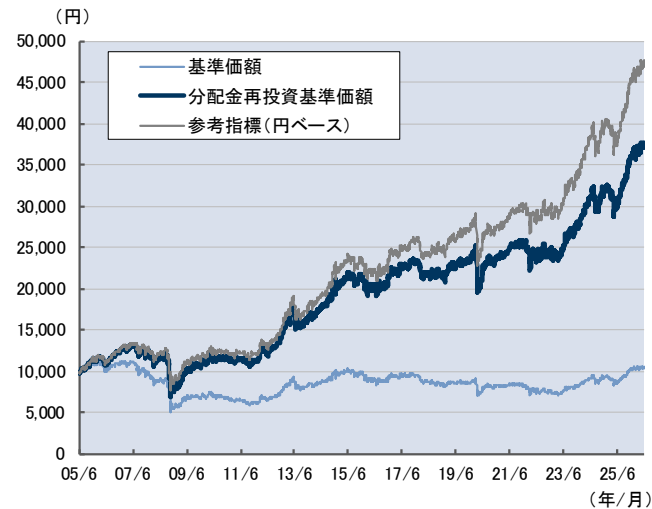


2026年5月29日現在

基準価額：10,630 円  
純資産総額：45.5 億円

設定日：2005年6月2日  
決算日：毎月17日(ただし、休業日の場合は翌営業日)  
信託期間：原則として無期限

設定来基準価額推移



期間別騰落率(%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド(分配金再投資)	0.22	2.08	4.65	25.21	50.93	51.61	278.06
参考指標	0.20	2.44	4.91	25.57	54.95	64.45	376.88

分配金実績(円)(1万口当たり、税引前)

設定来累計：10,805円

決算日	23/6/19	23/7/18	23/8/17	23/9/19	23/10/17	23/11/17
分配金	20	20	20	20	20	20
決算日	23/12/18	24/1/17	24/2/19	24/3/18	24/4/17	24/5/17
分配金	20	20	20	20	20	20
決算日	24/6/17	24/7/17	24/8/19	24/9/17	24/10/17	24/11/18
分配金	20	20	20	20	20	20
決算日	24/12/17	25/1/17	25/2/17	25/3/17	25/4/17	25/5/19
分配金	20	20	20	20	20	20
決算日	25/6/17	25/7/17	25/8/18	25/9/17	25/10/17	25/11/17
分配金	20	20	20	20	20	20
決算日	25/12/17	26/1/19	26/2/17	26/3/17	26/4/17	26/5/18
分配金	20	20	20	20	20	20

※参考指標：JPモルガン・エマージング・マーケット・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)(設定日を10,000として指数化)

上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

上記の基準価額、分配金再投資基準価額および期間別騰落率は信託報酬(詳細は、後述の「ファンドの費用」をご参照ください。)控除後のものです。分配金再投資基準価額およびファンド(分配金再投資)の騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。本ファンドの騰落率を参考指標と比較して評価することは、特に1年未満程度の短期間については資産の評価時点や評価為替レート等の差異の影響が相対的に大きく、必ずしも適切でない場合がありますのでご注意ください。また、参考指標には直接投資することとはできず、費用や流動性等の市場要因なども考慮されておりません。運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

組入上位銘柄\*

合計 152 銘柄

銘柄	通貨	償還日	格付け(注)	クーポン	比率
1 ナイジェリア国債	米ドル	2030/2/23	B/B3	7.143%	1.8%
2 ベトネロス・デ・ベネズエラ	米ドル	2026/11/15	NR/NR	6.000%	1.5%
3 オマーン国債	米ドル	2032/10/28	BBB-/Baa3	7.375%	1.5%
4 ポーランド国債	米ドル	2033/10/4	A-/A2	4.875%	1.5%
5 パナマ国債	米ドル	2034/2/23	BBB-/Baa3	5.227%	1.4%
6 コートジボワール国債	米ドル	2037/1/30	BB/Ba2	8.250%	1.4%
7 ケニア国債	米ドル	2031/2/16	B/B3	9.750%	1.4%
8 ベルギー国債	米ドル	2031/1/23	BBB-/Baa1	2.783%	1.3%
9 ハンガリー国債	米ドル	2031/9/22	BBB-/Baa2	2.125%	1.2%
10 エジプト国債	米ドル	2047/1/31	B/Caa1	8.500%	1.2%

(注)上記格付けは、S&P社(左)とムーディーズ社(右)の格付けを表記しています。

NRは格付け機関からの開示がないことを表しています。

ポートフォリオ情報\*

加重平均クーポン	5.72%
平均格付け	BB-
ファンドのデュレーション	6.22年
参考指標のデュレーション	6.16年
直接利回り	5.90%
最終利回り	6.36%

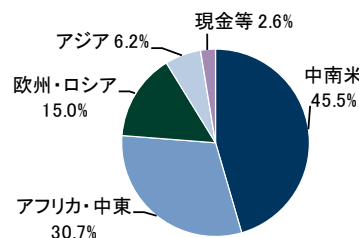
上記のファンドの直接利回り、最終利回りは、費用、税金、信託報酬控除前のものです。また、実際の投資家利回りとは異なります。

国別上位比率\*

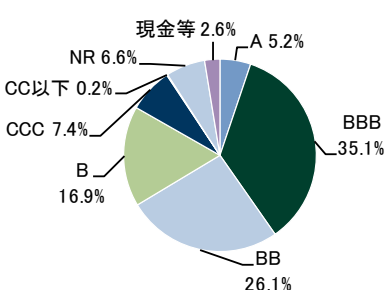
合計 49カ国

国名	比率	国名	比率
1 メキシコ	9.2%	6 パナマ	3.7%
2 南アフリカ	5.1%	7 ルーマニア	3.4%
3 ブラジル	4.6%	8 エジプト	3.3%
4 ハンガリー	4.0%	9 アルゼンチン	3.1%
5 コロンビア	3.8%	10 トルコ	3.0%

地域別比率\*



格付け別比率\*



\*上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。

マザーファンドのデータであり、比率は対純資産総額比率です。格付け別比率は、S&P社の格付けによります。

最終頁の「本資料のご利用にあたっての留意事項等」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

運用チームのコメント

2026年5月末現在

## <米国債券市場動向>

当月の米国10年国債利回りは前月末対比で上昇しました。月初は、不安定な中東情勢などを背景に原油価格が上昇し、インフレ圧力が高まるとの見方が強まったことなどから、利回りは上昇（価格は下落）しました。その後は、4月のISM（米供給管理協会）製造業景況指数が市場予想を下回ったことや、原油価格が反落した局面などで利回りは低下しましたが、4月のCPI（消費者物価指数）上昇率（前年比）や、5月のニューヨーク連銀製造業景況指数がいずれも市場予想を上回り、米景気の先行きに対する楽観的な見方が強まったことなどから利回りは上昇に転じました。月の後半に入ると、米国とイランの停戦協議が進むとの見方が強まり、原油価格が下落したことに加えて、一部の国債入札の結果が堅調になったことなどを背景に利回りは概ね低下基調で推移しましたが、米国10年国債利回りは、前月末対比で上昇しました。

## <為替市場動向>

米ドルは対円で下落しました。日銀による円買い介入とみられる動きなどを背景に円高米ドル安が進行しました。

## <新成長国債券市場動向>

当月の新成長国債市場は、市場全体の動きを示す代表的な指数であるJPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）のリターンが、前月末比+1.00%となりました。当月の同市場は、米国債の金利が上昇したものの、スプレッド（米国債に対する上乗せ金利）が縮小したことから、上昇しました。スプレッドは、米国とイランの和平協議の進展期待が高まった局面などで縮小しました。

## <ポートフォリオ戦略>

国別のパフォーマンス要因については、ウクライナやアルゼンチンなどのポジションがプラス寄与となった一方、コロンビアやエクアドルなどのポジションがマイナス寄与となりました。

## <今後の見通し>

新成長国債市場について、新興国のファンダメンタルズが概ね良好であるほか、相対的に利回り水準が魅力的であることなどが支援材料になるとみえています。一方、リスク材料として米利下げペースが鈍化する可能性や、中東情勢を巡る不透明感が新興国の経済や新興国債券市場に及ぼしうる影響に警戒しています。係る環境下、各国のファンダメンタルズなどを精査しつつ、ポジションを構築することが重要と考えます。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ

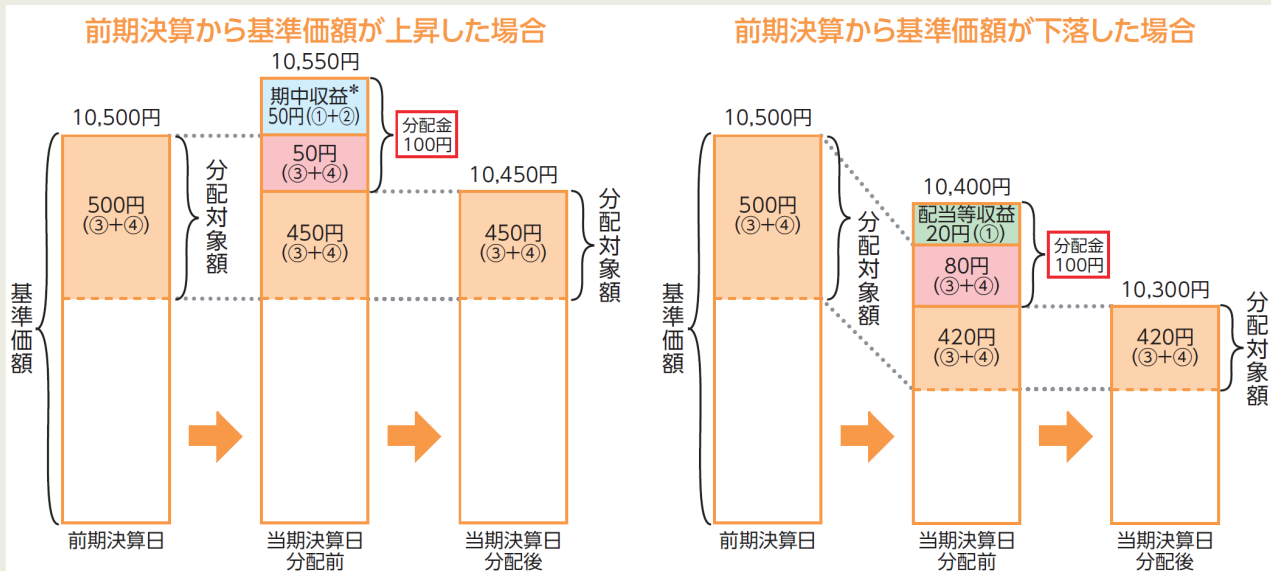


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



\*上図の期中収益は以下の2項目で構成されています。



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

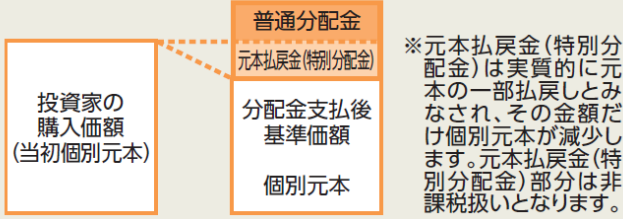
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の健全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

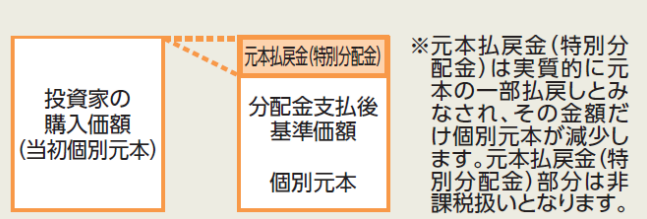
## 収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## ファンドの特色

1. 新成長国の政府および政府関係機関等の発行する米ドル建て債券(新成長国債券)に投資を行います。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。本ファンドは、米ドル建て債券のほか、米ドル以外の通貨建ての債券等に投資することがあります。ただし、米ドル以外の通貨建ての債券等は原則として米ドルに為替ヘッジします。
2. JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)を参考指標とします。
3. 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行います。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよび新成長国債券マザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」、「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。)に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因

#### 新成長国債券投資に伴うリスク

一般に、新成長国は、先進国と比較し、社会・政治・経済体制の安定性の欠如、市場が小規模であることによる非流動性、財産権の不十分な保護、決済システムの未発達・未整備、相対的に高い為替変動リスク等を含むリスクがあると考えられ、発行国における有事等(経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更・資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争等)の際にはファンドの資産価値が大きく下落する可能性があります。また、一般に流動性が低いため、市場環境等によっては解約代金の支払日が通常より遅れる場合や解約のお申込みを受付けない場合もあります。

#### 債券の価格変動リスク・信用リスク

債券への投資に関しては、債務不履行等の信用リスクおよび金利変動リスクを伴います。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、金利が上昇すると債券価格は下落します。

#### 為替変動リスク

本ファンドは外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。本ファンドでは、米ドル建て債券以外にも新成長国の自国通貨建て債券に投資することがあるため、先進国の通貨建て債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有することがあります。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
申込締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
信託期間	原則として無期限(設定日:2005年6月2日)
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。 原則、分配時の普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>3.3%(税抜3%)を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	信託財産留保額	なし
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して <b>年率1.595%(税抜1.45%)</b> ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
信託財産の運用の指図等を行います。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)(投資顧問会社)  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)(投資顧問会社)  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(GSAMシンガポール)(投資顧問会社)  
委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。
- みずほ信託銀行株式会社(受託会社)  
信託財産の保管・管理等を行います。
- 販売会社  
本ファンドの販売業務等を行います。  
販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
電話：03-4587-6000(受付時間：営業日の午前9時～午後5時まで) ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

## 販売会社一覧

金融商品取引業者名	登録番号	加入協会				備考	
		日本証券業協会	資産運用業協会	一般社団法人	金融先物取引業協会		
SMB C日興証券株式会社 (ダイレクトコース専用)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	●	●	●	●	
株式会社SBI証券*	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	●	●	●	●	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	●				(注1)
東海東京証券株式会社*	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	●	●	●	●	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	●		●		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	●	●	●	●	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●	
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	●		●		(注2)
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	●				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券*、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	●		●		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	●				
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	●		●		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	●				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	●				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	●		●		
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	●				
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	●		●		
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	●	●	●		(注1)

\* 「一般社団法人日本STO協会」にも加入しております。  
(注1) 本ファンドの新規の購入申込み受付を停止しております。  
(注2) インターネットでのみのお取扱いです。  
くわしくは販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

## 本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した資料です。投資信託の取得の申込みにあたっては、販売会社より「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお渡しいたしますので、必ずその内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 本資料に記載された過去の運用実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 本資料に記載された見解は情報提供を目的とするものであり、いかなる投資助言を提供するものではなく、また個別銘柄の購入・売却・保有等を推奨するものでもありません。記載された見解は資料作成時点のものであり、将来予告なしに変更する場合があります。
- 個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、当該個別銘柄の売却、購入または継続保有の推奨を目的とするものではありません。本資料において言及された証券について、将来の投資判断が必ずしも利益をもたらすとは限らず、また言及された証券のパフォーマンスと同様の投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。
- 投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。